

庄内赤川

SHONAI-AKAGAWA



国営赤川二期事業で新しくなった東五ヶ村分水工(東3号幹線用水路)

主な内容

● ごあいさつ	2
● 広報発行に寄せて	2
● 第12回通常総代会	5
● 平成28年度の主な事業	6
● 平成28年度賦課金及び賦課徴収方法	8
● 平成28年度決済金について	9
● 国営赤川二期農業水利事業について	11

第 17 号
広報

平成28年5月発行

◎受益面積及び組合員数

(平成28年4月現在)

市町村名	鶴岡市					酒田市	三川町	庄内町	計
	鶴岡地区	朝日地区	櫛引地区	羽黒地区	藤島地区				
受益面積(ha)	4,690.1	253.4	1,875.9	682.0	910.5	826.5	2,098.2	0.4	11,337.0
組合員数(人)	1,990	141	756	369	351	527	823	18	4,975

発行所：鶴岡市馬場町7番35号
庄内赤川土地改良区
編集者：総務課
U R L: <http://www.shonaiakagawa.jp>
E-mail: info@shonaiakagawa.jp

ごあいさつ

庄内赤川土地改良区

理事長 渡部 敏美



青葉繁れる好季節を迎えた皆様方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本区運営につきまして多大なご理解とご協力を賜っておりますことに心より感謝申し上げます。

今年は春の訪れも早く、桜の季節も足早に過ぎて行った感ではありますが、天候も荒れることなく、無事に春の農作業も終えられた頃かと存じ上げます。今後も安定した天候と夏場の適度な雨に恵まれながら豊穣の秋を迎えることを願うところであります。

さて、国営赤川二期事業も今年で実施7年目を迎えました。本年度においては、いよいよ待望の小水力発電施設の完成が見込まれ、平成29年度からの稼働と売電開始が予定されております。東日本大震災以来、原子力発電の安全性が問われ、また、地球温暖化対策の一環としても再生可能エネルギーの有効活用が重要視される昨今、本区といたしましても、国営事業により造成されるこの発電施設を最大限に活用し、売電収益を施設維持管理費に充当することにより組合員負担を軽減すると同時に、地域の活性化や自然環境の保全などにも寄与できるものと考えております。また、常日頃より本事業における幹線用水路の改修工事の際や、配水計画変更のための水利調整の際など、水利運営協議会をはじめとする地域の組合員皆様には何かとご苦労とご迷惑をお掛けしておりますが、今後も引き続き皆様方のご理解とご協力を賜り、事業の早期完了を推進していく所存でありますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

国営施設の更新事業が進む中、本区管内においては、昭和40年代から行われた圃場整備事業から、早い地区では半世紀近くが経過し、水路やポンプ施設などの老朽化への対応、また、かんがい作業の合理化、効率化を求める水利施設の再整備など、多くの地区から県営事業レベルの事業実施要望が挙がっております。国政では、攻めの農業の実現に向け、6次産業化の推進、担い手の確保などに向け様々な政策が立案されておりますが、その根本には強固な農業生産基盤が確立されていてこそそのものであり、私ども土地改良事業に携わる者としては、地域のより良い水利体系の確立や合理的な施設維持管理を行うため、地域の要望に耳を傾け、地元負担への対応や事業による将来的な効果などについて共に協議検討しながら、事業採択を推進して行かなければならぬと考えております。ひとつの事業が完了するまでは、採択から調査、着工、そして完了まで相当の期間が必要となります。国県関係機関に対しましては、現在実施中の広野地区、たらのきだい地区の早期完了と併せ、新規採択希望地区への事業予算確保に一方ならぬご配慮を賜りますよう切にお願い申し上げる次第であります。

組合員皆様からは、健全な地域水利と施設維持管理の充実を負託されていることを念頭に、適正な改良区運営に努めて行く所存でございますので、今後ともご理解ご協力をお願い申し上げますとともに、皆様方のご健康とご多幸、そして、事故災害なく穏り多き年となりますよう祈念いたしまして、広報「庄内赤川」発行にあたりご挨拶いたします。

広報発行によせて

今こそ庄内の声を国政に活かすとき

東北農政局 赤川農業水利事業所

所長 土屋 健太郎 様



庄内赤川土地改良区の組合員の皆様におかれましては、日頃より赤川二期農業水利事業の推進につきまして、多大なご理解とご協力を賜り心から厚く御礼申し上げます。

さる4月14日から続けて発生した「熊本地震」で大きな被害を受けた熊本県は、庄内と同じく一大農業地帯であるとともに、熊本城を築城した加藤清正公が没後、庄内に眠るなど縁の深い地でもあることから大変心を痛めており、被災された方々には衷心よりお見舞い申し上げます。

さて、今年は、夏に国政選挙が予定されており、選挙法改正により18歳以上の若者が全国規模で初めて選挙権を行使する大切な場となります。国民の声を適切に反映した国政を享受するには、まず、私たちが国民の権利である投票権を確実に行使することが大切です。

私たちの庄内地方をどのようなビジョンで振興していくのか、庄内の農業をどのような姿にしていくのかが、現在の当地域の重要な課題の一つであります。

日本有数の水田農業地帯である庄内地域の農業が生き残れなければ、全国の農業も生き残れず、日本の未来は食料を自給できない暗澹たるものになってしまいます。また、ユネスコにも認定された「食の都庄内」には、世界的に価値を認められた貴重な地域資源、文化、食材、技術が有り、それを受け継ぐ人々が活躍していますが、その多くは庄

内の農業や農村に根ざして継承されてきています。その大切な農業・農村を一体誰が守って行くのでしょうか。土地改良事業は、農地やかんがい排水施設を、それらを利用・管理する人々(組織)を取り巻く社会情勢の変化に応じて適切に保全、改善を進めてきましたが、土地改良事業の推進なしに農業・農村を守れないことは明らかです。

地方の人口減少により、地方の声がどんどん軽んじられていくことが懸念される中で、全国レベルで地方の大切なものを守ることが出来るリーダーの登場が待たれます。是非、若い皆さんとも家庭で話し合っていただき、多くの声を結集し、この庄内を、日本の農業を、美しい農村を、次の世代のために守っていきましょう。

平成28年度、本事業では、事業の完了までの道筋を見通し、昨年度とほぼ同規模の約20億円の事業費(前年度繰越し分を含む)により、赤川頭首工、小水力発電施設工事を完成させるとともに、事業完了に向けて残される幹線水路・分水ゲート改修や水管管理施設の整備等が円滑になれるよう準備を行って参ります。関係の多くの皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

『農林水産業・地域の活力創造プラン』や『新たな食料・農業・農村基本計画』などのモデルとなるような『強い農業』、『美しく活力ある農村・庄内』の実現に向けて、赤川農業水利事業所職員一同まい進して参ります。

結びに、庄内赤川土地改良区内の農業・農村の振興、土地改良区活動の益々の発展を祈念いたしましてご挨拶とさせて頂きます。

広報発行に寄せて

山形県 庄内総合支庁産業経済部

農林技監 須藤 義幸 様



庄内赤川土地改良区の組合員の皆様におかれましては、日頃より本県の農業農村整備事業の推進につきまして、多大なご協力とご理解を賜り心より感謝申し上げます。

昨年度は、農地・農業用施設への大きな災害の発生もなく、8月まで高温少雨の気候が続きましたが、台風等による農作物への被害も少なく、穏やかな年でした。一方、この冬は、例年に比べ全県的に少雪で雪解けが早まっていることから、「田んぼの水大丈夫か」との声も聴かれますが、4月時点の河川基準点の流量は、農業用水の利用に影響するほど低下していないようです。今後、代かき期に水不足となるおそれは低いものの、6月以降の降雨状況により水不足になることが懸念されるため、引き続き、農業用水の取水状況等の情報収集を行うとともに、必要に応じて「災害応急用ポンプ」の対応も検討するなど、農業用水の確保及び安定供給を行う必要があります。

農業農村整備事業に関する予算状況ですが、昨年度につきましては、非常に厳しく、地域の要望に十分対応できない状況でした。特に、農業水利施設の長寿命化等に対する割当が激減し、皆様方にご心配をおかけしました。本年度につきましては、昨年度の補正予算約45億円と本年度当初予算約91億円を併せて約136億円の予算を確保できる見込みです。予算確保にあたりましては、土地改良区さんをはじめ、市町村、土地連等関係機関の要請活動の賜と感謝しておりますので、今年度も引き続きお願い致します。

さて、農業を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。国では、平成25年12月に「新たな農業・農村政策」を示しました。主なものとして、経営所得安定対策の見直しでは、米の直接支払交付金の半減、そして平成30年産から廃止。水田フル活用と米政策の見直しでは、主食用米偏重から麦・大豆・飼料用米への誘導と、平成30年産からは現行の行政による生産数量目標配分が廃止とされました。また、昨年10月、日本、アメリカを含む12カ国間において、大筋合意されたTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)の影響イメージとして、安価な輸入米による主食用米全体の価格を引下げる影響、小麦の輸入枠増加等による主食用米の需要量への影響などが考えられますが、その影響度合いは不透明です。

庄内の農業農村整備ですが、水田のは場整備率、農業用水の整備とも90%と県平均を大きく上回っており、近年も大区画化による再整備や地下かんがい排水施設整備を行う水田畑地化、農業水利施設の補修・更新等の要望が多い状況となっています。また、農業者の高齢化や担い手不足とも相俟って、集落営農組織等による大規模経営も進んでいます。

こうした状況を踏まえ、日本の米づくりを牽引してきた庄内にあって、将来の農業・農村像を見据えた生産基盤のあり方、土地改良区による適正な施設の維持管理を行うための施設整備のあり方等について、皆さんと県も一緒になって取り組んでいく必要があると考えています。

庄内赤川土地改良区の益々のご発展と組合員皆様のご健勝を祈念し、挨拶とさせて頂きます。

なお、本年9月10日(土)11日(日)、庄内において「第36回全国豊かな海づくり大会」が開催されますので、ご協力とご参加をお願いします。

広報発行によせて

広報発行に寄せて

鶴岡市 農林水産部

部長 渡邊 雅彦 様



庄内赤川土地改良区の組合員の皆様におかれましては、日頃から本市農政の推進に当たりましてご理解、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。この4月に農林水産省からの出向で鶴岡市の農林水産部長として赴任して参りました。これまで全国を転々としてきましたが、東北での勤務は初めてとなります。何卒宜しくお願ひいたします。

鶴岡に来てから早1ヶ月。広大な土地を有する市ですから、まだ市内各地に足を運ぶことが出来ていませんが、市役所からは雪帽子をかぶった月山や鳥海山を望むことができ、鶴岡公園を始めとする市内の至る所に市の花である桜が咲き誇り、少し街中から外れると、海有り、山有り、広大な水田地帯が広がるなど、非常に風光明媚な素晴らしい所だと感じております。また、本市は、平成26年12月にユネスコ食文化創造都市に日本で唯一認定されたことからも分かるとおり、美味しい食の宝庫であり、鶴岡での生活を楽しみにしております。

さて、そのユネスコ食文化創造都市についてですが、認定に至った一番の要因はなんといっても、本市には歴史や伝統文化に根付いた郷土料理や季節毎の行事の際に供される行事食等の独特的な食文化が現在まで脈々と受け継がれてきたこと、さらに、それを支えてきた海から山までの四季折々の豊富な食材、農林水産物が存在していたことがあります。そして、その食材の中心にあったのは、やはりお米ではないでしょうか。

鶴岡市が位置する庄内平野は小学校の教材にも出てくる日本を代表する稲作地帯です。鶴岡市に来て、米以外にも、だだちゃ豆や庄内柿、メロン等非常に多種多様な農産物が栽培されていることに驚かされました。鶴岡市への赴任が決まったときに、私の頭に浮かんできたのはやはり“庄内平野”、“米どころ”です。そしてその米どころを支えてきたのは、米づくりを継承してきた組合員の皆さんであり、出羽丘陵を水源とする赤川や大山川及びそれら河川からほ場まで水を送り届ける農業水利施設、さらにそれら施設を管理する土地改良区です。

日本の農業は、TPPや平成30年からの米の生産数量目標の廃止等の米政策の見直し等、大きな転換期を迎えていますが、農業にとっての屋台骨である農業水利施設がしっかりと継承されていくことがまずは大切であり、鶴岡市としても、庄内赤川土地改良区の力添えが出来ればと思っています。

また、本市にはお米だけではなく、だだちゃ豆を始めとする伝統野菜や豊富な果物、学校給食発祥の地、環境保全型農業先進地など、魅力が沢山あると思います。本市としては、関係機関とも連携しながら、ユネスコ食文化創造都市として、こういった魅力をしっかりとアピールしながら、農業のさらなる発展に繋げていきたい。そして、それが庄内赤川土地改良区及び組合員の皆さんとの発展にも繋がると考えています。

最後になりましたが、庄内赤川土地改良区が今後益々発展することを祈念するとともに、地域農業の牽引役として更にご活躍されることを期待して、ご挨拶とさせて頂きます。



内川の桜と三雪橋

第12回 通常総代会

平成28年3月18日、東京第一ホテル鶴岡に於いて第12回庄内赤川土地改良区通常総代会が開催されました。総代現数78名中75名出席のもと、議長に菅原利郎総代(第11選挙区・渡前)、副議長に遠藤武総代(第1選挙区・黒川南)を選出し、次の事項を慎重審議した結果、原案通り可決されました。

◇付議事項

- 議第 6 号 規約の一部改正について
- 議第 7 号 建設工事執行規程の一部改正について
- 議第 8 号 長期借入金(広野地区)の増額について
- 議第 9 号 長期借入金(たらのきだい地区)の増額について
- 議第10号 平成27年度(特別会計)広野地区事業費収入支出第1回補正予算
- 議第11号 平成27年度(特別会計)県営たらのきだい地区圃場整備事業費収入支出第1回補正予算
- 議第12号 農業基盤整備促進事業の実施について
- 議第13号 土地改良施設維持管理適正化事業資金の拠出について
- 議第14号 長期借入金(広野地区)について
- 議第15号 長期借入金(たらのきだい地区)について
- 議第16号 平成28年度一般会計収入支出予算について
- 議第17号 平成28年度(特別会計)青龍寺川地区共通事業費収入支出予算について
- 議第18号 平成28年度(特別会計)中川地区共通事業費収入支出予算について
- 議第19号 平成28年度(特別会計)天保大川地区共通事業費収入支出予算について
- 議第20号 平成28年度(特別会計)八沢川地区共通事業費収入支出予算について
- 議第21号 平成28年度(特別会計)団体営土地改良事業費収入支出予算について
- 議第22号 平成28年度(特別会計)県営赤川圃場整備事業費収入支出予算について
- 議第23号 平成28年度(特別会計)鶴岡西部県営圃場整備事業費収入支出予算について
- 議第24号 平成28年度(特別会計)押切地区事業費収入支出予算について
- 議第25号 平成28年度(特別会計)広野地区事業費収入支出予算について
- 議第26号 平成28年度(特別会計)大泉地区維持管理事業費収入支出予算について
- 議第27号 平成28年度(特別会計)東郷堰地区維持管理事業費収入支出予算について
- 議第28号 平成28年度(特別会計)県営たらのきだい地区圃場整備事業費収入支出予算について
- 議第29号 平成28年度(特別会計)赤川地区共同管理費収入支出予算について
- 議第30号 平成28年度(特別会計)農地維持受託事業費収入支出予算について
- 議第31号 平成28年度(特別会計)地区除外決済金収入支出予算について
- 議第32号 平成28年度(特別会計)職員退職給与資金収入支出予算について
- 議第33号 平成28年度(特別会計)財政調整積立金収入支出予算について
- 議第34号 平成28年度(特別会計)総代役員退任慰労金収入支出予算について
- 議第35号 平成28年度区費賦課徴収方法について
- 議第36号 平成28年度地区除外決済金について
- 議第37号 一般会計及び特別会計一時借入金について
- 議第38号 事業費(個人)の一括繰上償還について
- 議第39号 指定金融機関等について

◇報告事項

- 監報告第2号 平成27年度第2回定例監査報告



議長：(右)菅原 利郎 総代
副議長：(左)遠藤 武 総代



来賓挨拶：(左)赤川農業水利事業所 土屋 所長
(右)庄内総合支庁 森屋 農林技監



平成28年度の主な事業

【特別会計】青龍寺川地区共通事業費

■維持管理費

・用水費(刈払費、浚渫費、工事費等)	18,895千円	・揚水機場費(電力料、賃金、工事費等)	7,437千円
・管理費(水利運営協議会交付金等)	6,302千円		

■受託費

・沖堰排水機場管理業務受託費	2,578千円	・尾花排水機場管理業務受託費	2,781千円
----------------	---------	----------------	---------

■事業分担金

・国営造成施設県管理事業地元分担金(赤川頭首工)	1,100千円	・基幹水利施設管理事業地元分担金	930千円
・水利施設整備事業地元分担金	13,200千円	(赤川用水機場、西1号幹線用水路)	

【特別会計】中川地区共通事業費

■維持管理費

・用水費(刈払費、浚渫費、工事費等)	21,830千円	・揚水機場費(電力料、賃金、修繕費等)	11,141千円
・排水費(刈払費、浚渫費、工事費等)	8,937千円	・管理費(水利運営協議会交付金等)	9,507千円
・適正化事業費(事業拠出金、事業費等)	3,517千円		

■事業分担金

・国営造成施設県管理事業地元分担金(赤川頭首工)	779千円	・基幹水利施設管理事業地元分担金	1,519千円
・農村地域防災減災事業地元分担金(京田川地区)	1,533千円	(赤川用水機場、西1号幹線用水路、東3号用水路)	

■農業基盤整備促進事業費

6,700千円

【特別会計】天保大川地区共通事業費

■維持管理費

・用水費(刈払費、浚渫費、工事費等)	17,777千円	・揚水機場費(電力料、賃金、工費費等)	4,199千円
・排水費(刈払費、浚渫費、工事費等)	3,733千円	・管理費(水利運営協議会交付金等)	4,172千円
・適正化事業費(事業拠出金等)	7,673千円	・整備工事費(施設整備小規模工事費等)	10,000千円

■受託費

・立岩、東岩本、天狗森地区地すべり防止施設管理受託	210千円	・農道管理業務受託	3,088千円
---------------------------	-------	-----------	---------

■事業分担金

・国営造成施設県管理事業地元分担金(赤川頭首工)	128千円	・基幹水利施設管理事業地元分担金	110千円
・農村灾害対策整備事業地元分担金(大川堰地区)	1,500千円	(赤川用水機場、西1号幹線用水路)	

■農業基盤整備促進事業費

3,100千円

・地域用水環境整備事業地元分担金

9,450千円

(田沢用水路小水力発電)

【特別会計】八沢川地区共通事業費

■維持管理費

・用水費(刈払費、浚渫費、修繕費等)	13,301千円	・揚水機場費(電力料、賃金、修繕費等)	32,553千円
・ため池費(賃金、修繕費等)	1,426千円	・排水費(刈払費、修繕費等)	252千円
・管理費(水利運営協議会交付金等)	3,197千円	・適正化事業費(事業拠出金等)	8,635千円
・整備工事費	800千円		

■受託費(農道管理業務受託)

2,583千円

■農業基盤整備促進事業費

9,100千円

【特別会計】団体宮土地改良事業費(青龍寺川地区、天保大川地区)

■施設維持管理事業費(八ツ興屋地区排水路浚渫作業等) 82千円

【県営赤川圃場整備事業費】(青龍寺川地区、中川地区)

■施設維持管理事業費

・用水費(刈払費、浚渫費、工事費等)	18,315千円	・揚水機場費(電力料、賃金、工事費等)	8,179千円
・排水費(刈払費、浚渫費、工事費等)	14,981千円	・適正化事業費(事業拠出金、事業費等)	385千円
・整備工事費(青龍寺川地区、中川5-1地区)	16,001千円		
■受託費(農道管理業務受託) (青龍寺川地区・中川第5-1・第5-2事業区)	7,256千円		

【鶴岡西部県営圃場整備事業費】(青龍寺川地区)

■施設維持管理事業費(3,4,6事業区)

・揚水機場費(電力料、賃金等)	72,379千円	・整備工事費(整備工事費、刈払費等)	20,802千円
■事業分担金		■水利施設整備事業費	34,398千円
・農村地域防災減災事業地元分担金(沖堰地区)	752千円	(第4事業区共同地区・第6事業区共同地区)	
■受託費(農道管理業務受託)	5,823千円	■農業基盤整備促進事業(4事業区共同地区)	2,602千円

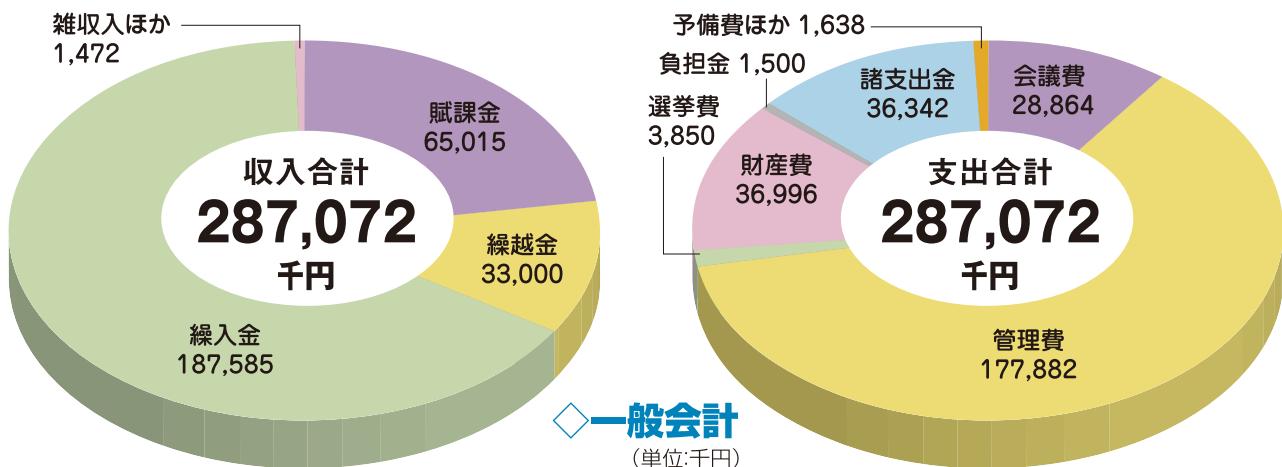
【押切地区事業費】(中川地区)

■施設維持管理事業費

・水路費(刈払費、浚渫費、工事費等)	5,094千円	・揚水機場費(電力料、賃金、修繕費等)	19,754千円
・適正化事業費(事業拠出金等)	1,425千円		
■受託費(農道管理業務受託)(第6事業区)	708千円	■農業基盤整備促進事業費	15,601千円

【広野地区事業費】(中川地区)			
■施設維持管理事業費			
・水路費(刈払費、工事費等)	12,092千円	・揚水機場費(電力料、賃金、修繕費等)	6,813千円
・農道管理事業費(農道補修費)	600千円	■受託費	
■事業分担金		・栽培実証は調査事業受託費	500千円
・農業水利施設保全合理化事業地元分担金	120,000千円	■農業経営高度化支援事業	150千円
【大泉地区維持管理事業費】(青龍寺川地区)			
■施設維持管理事業費			
・施設維持管理事業費(刈払費、賃金、工事費等)	5,040千円		
【東郷堰地区維持管理事業費】(青龍寺川地区)			
■施設維持管理事業費			
・揚水機場費(電力料、賃金、修繕費等)	20,405千円	・水路費(刈払費、賃金、修繕費等)	7,762千円
・適正化事業費(事業拠出金、事業費等)	7,547千円	■事業分担金(農村地域防災減災事業費地元分担金)	48千円
■受託費(農道管理業務受託)	1,192千円	■農業基盤整備促進事業費	5,100千円
【県営たらのきだい地区圃場整備事業費】(天保大川地区)			
■事業分担金(圃場整備事業実施設計費分)	32,000千円	■受託費(圃場整備事業換地業務受託事業費)	1,500千円
【赤川地区共同管理費】			
■維持管理事業費			
◎利水費	36,539千円		
・赤川頭首工費	18,643千円	・赤川用水機場費	5,127千円
・成沢川排水路費	290千円	・大鳥ダム及び熊出堰頭首工費	1,005千円
・東1号幹線用水路費	1,308千円	・西1号幹線用水路費	10,166千円
◎水源涵養林費	2,389千円		
◎管理費	700千円		
【農地維持受託事業費】			
■受託事業費	4,460千円		

平成28年度 予算



◇特別会計 (Special Account) (単位:千円)

会計区分	予算額	会計区分	予算額
1. 青龍寺川地区共通事業費	151,496	10. 大泉地区維持管理事業費	8,024
2. 中川地区共通事業費	126,389	11. 東郷堰地区維持管理事業費	55,706
3. 天保大川地区共通事業費	130,490	12. 県営たらのきだい地区圃場整備事業費	34,017
4. 八沢川地区共通事業費	101,971	13. 赤川地区共同管理費	114,105
5. 団体営土地改良事業費	9,692	14. 農地維持受託事業費	4,551
6. 県営赤川圃場整備事業費	124,539	15. 地区除外決済金	648,389
7. 鶴岡西部県営圃場整備事業費	183,205	16. 職員退職給与資金	99,552
8. 押切地区事業費	51,374	17. 財政調整積立金	1,512,179
9. 広野地区事業費	163,855	18. 総代役員退任慰労金	8,113
特別会計 18会計 合計			3,527,647

平成28年度 賦課金及び賦課徴収方法

賦課期日: 平成28年4月1日現在の土地原簿記載地積により賦課する。

徴収期限: (第1期)平成28年5月31日・(第2期)平成28年10月31日

納付場所: JA(鶴岡市・庄内たがわ・庄内みどり・酒田市袖浦)の各本所・支所・支店、莊内銀行本支店・出張所、山形銀行・きらやか銀行の各支店、鶴岡信用金庫本支店、本土地改良区

口座振替日: 第1期 5月31日(火)・第2期 10月31日(月)

事業コード	事業名	1000 m ² 当賦課金	前年度比	賦課割合		備考		
				第1期	第2期			
■ 一般会計								
0101	一般賦課金(運営事務費)	600	-	50%	50%			
■ (特別会計) 青龍寺川地区								
0201	青龍寺川地区共通事業費(維持管理費)	1,100	-	50%	50%			
0202	// (赤川管理費)	820	-					
0211	// (事業調査費・井岡地区)	7,000	(新設)					
1101	団体営事業費(西荒屋圃場整備)	一筆ごと	-					
1201	県営赤川圃場費(維持管理費・青龍寺川地区)	1,980	-					
1231	// (事業調査費・黄金地区【A】)	1,250	(新設)					
1232	// (事業調査費・黄金地区【B】)	1,250	(新設)					
1301	鶴西県圃費(維持管理費・第3事業区・湯田川【A】)	5,500	-	30%	70%			
1302	// (維持管理費・第3事業区・湯田川【B】)	2,000	-					
1321	// (維持管理費・第6事業区・京田、栄)	5,000	-					
1322	// (維持管理費・第4事業区・大泉)	4,800	-					
1312	// (事業費・第4-1事業区・大泉西)	賦課終了						
1601	大泉地区管理費(共同地区)	400	-					
1602	// (岡山地区)	530	-					
1701	東郷堰地区管理費(東郷堰地区)	4,500	-					
1702	// (門前単独地区)	6,000	-	50%	50%			
1703	// (尾花開田単独地区)	7,900	-					
1704	// (成田開田単独地区)	800	-					
1721	門前地区基盤整備費	4,400	-					
1213	// (事業費・第5-2事業区)	賦課終了						
1401	押切地区事業費(維持管理費・共通地区)	1,300	-	40%	60%			
1402	// (維持管理費・第6事業区)	3,000	100					
1403	// (事業費・第6事業区)	200	-					
1404	// (維持管理費・落合地区)	9,660	-					
1501	広野地区事業費(維持管理費・共通地区)	2,400	-					
1502	// (維持管理費・黒森地区)	2,800	-					
1503	// (維持管理費・昭和地区)	4,950	-					
1511	// (事業費・事業地区)	300	-					
0401	天保大川地区共通事業費(維持管理費)	4,880	210	50%	50%			
0402	// (赤川管理費)	340	-					
0411	// (事業償還費)	1,080	△210					
1102	団体営事業費(松ヶ岡地区土地総)	700	△2,500					
2001	たらのきだい事業費(たらのきだい地区)	1,500	-					
0501	八沢川地区共通事業費(維持管理費・八沢川地区)	1,600	-					
0511	八沢川地区管理費(維持管理費・田川地区)	2,200	-					
0512	// (維持管理費・上郷地区)	3,000	-	50%	50%			
0513	// (維持管理費・大山地区)	3,000	-					
0514	// (維持管理費・馬町地区)	3,500	-					

平成28年度 決済金

農地転用手手続きについて

例：住宅や駐車場、資材置場、再生可能エネルギー施設（太陽光パネル）など

農地転用とは、農地を農地以外の用途に転換することです。農地転用をする場合は農地法による許可が必要となりますので、あらかじめ各市町の農業委員会と相談のうえ、正規の手続きを行なうようにしてください。

転用地区除外決済について【土地改良区での手続き】

農業委員会に農地転用許可申請を行う際、【土地改良区の意見書】の添付を命じられます。【土地改良区の意見書】の交付は下記の流れに沿って行なわれますので、余裕を持った申請をお願いします。

「土地改良区の意見書」の申請から交付までの流れ

- ①「土地改良区の意見書」の申請
- ②土地改良施設への影響を地元と協議・賦課金等の決済
- ③理事会・総代会決議又は理事長決裁
※転用面積により1週間～最大で6ヶ月程度かかります
- ④意見書の交付及び決済金・手数料等の徴収
※手数料の詳細は、転用面積により異なりますので会計課までお問い合わせください。

【申請に必要な書類】

- ・農地転用等の通知
- ・地区除外申請書
- (意見書交付申請書)
- ※添付書類として必要なもの
- ・農業委員会に提出する計画図面及び書類一式(副本)
- ・各自治会、町内会、水利運営協議会からの同意書

決済金について

土地改良区の受益農地から転用地区除外する場合、土地改良法第42条第2項の規定により、組合員は土地改良区に対する権利を失うとともに、義務については必要な決済（決済金による精算）をしなければならないことになっています。

◆必要な決済（決済金による精算）の対象範囲について…

土地改良事業計画又は施行する国・県営事業等の負担金（分担金）・借入償還残元金、未納賦課金等



土地改良施設の維持管理費

※受益農地が減少しても、土地改良施設（用排水路等）の維持管理費は減少しないため、他の組合員の負担にならないよう、地区除外処理規程第6条の決済金算定基準により決済金を納めて頂くことになります。

農地が公共事業用地（河川、道路、学校等公共施設）として買取される場合も同様ですのでご注意ください。

なお、決済金領収書も賦課金領収書と同様に所得税の確定申告の控除証明書として使用できます。

対象地区	決済金の区分	1000m ² 当決済金(円)	対象地区	決済金の区分	1000m ² 当決済金(円)
■一般会計					
全地区	運営事務費	18,000	県営赤川・第5-1事業区	維持管理費	46,500
■(特別会計) 青龍寺川地区					
青龍寺川地区共通	維持管理費	33,000	押切・共通地区	維持管理費	39,000
//	赤川管理費	24,600	//・第6事業区	維持管理費	90,000
団体営・西荒屋圃場整備地区	事業償還金	一筆ごと	//・落合地区	維持管理費	289,800
県営赤川・第1事業区	維持管理費	59,400	広野・共通地区	維持管理費	72,000
鶴西県営・第3事業区（湯田川）【A】	維持管理費	165,000	//・黒森地区	維持管理費	84,000
//・第3事業区（湯田川）【B】	維持管理費	60,000	//・昭和地区	維持管理費	148,500
//・第6事業区（京田・栄）	維持管理費	150,000	//・事業地区	事業償還費	24,217
//・第4事業区（大泉）	維持管理費	144,000	■(特別会計) 天保大川地区		
大泉・共同地区	維持管理費	12,000	天保大川地区共通	維持管理費	146,400
//・岡山地区	維持管理費	15,900	//	赤川管理費	10,200
東郷堰・東郷堰地区	維持管理費	135,000	//	事業償還費	5,316
//・門前単独地区	維持管理費	180,000	たらのきだい圃場整備地区	事業償還費	119,709
//・尾花開田単独地区	維持管理費	237,000	■(特別会計) 八沢川地区		
//・成田開田単独地区	維持管理費	24,000	八沢川地区共通	維持管理費	48,000
//・門前地区基盤整備地区	事業償還費	26,843	//・田川地区	維持管理費	66,000
■(特別会計) 中川地区					
中川地区共通	維持管理費	60,000	//・上郷地区	維持管理費	90,000
//	赤川管理費	21,600	//・大山地区	維持管理費	90,000
			//・馬町地区	維持管理費	105,000

会計課からのお知らせ

賦課金の納付について

☆賦課金納付のおねがい

土地改良区の運営は、受益地の農地から頂く賦課金により賄われております。業務運営、事業等を実施する上で必要な経費ですので、期限内の納付をお願いいたします。賦課金に関する相談・問い合わせは、会計課までご連絡ください。

※納期限まで納付いただけない場合…

- ・年7.3%の延滞利息の加算(納期限後1ヶ月以内は、3.65%)
- ・督促状発行手数料[過怠金]の加算(1期1人当たり300円)

☆賦課金の納付は便利な口座振替をご利用ください！

【ご利用できる金融機関】各JA本支所・支店、庄内銀行本支店・出張所、山形銀行各支店・鶴岡信用金庫本支店
口座振替の申請手続きは、本区または各JA本支所・支店でお願いいたします。

☆確定申告の際は…

- ・改良区より発行された賦課金領収書で対応してください。領収書の再発行には手数料がかかります。
- ・賦課金是認額は、本区全域において賦課金全額が認められます。(別途通知はいたしません)
- ・公共事業関連の一括繰上償還分の是認加算額については通知いたします。

☆賦課金の口座振替納入の方へ！

・賦課金領収書の発行は年1回12月のみになります。第1期の口座振替後は発行されませんのでご注意ください。振替の確認は通帳記入にてお願いいたします。

農業委員会での手続きの際には、土地改良区への届出も必要となります！

組合員資格得喪届

1. 農地の異動(売買、賃貸借等)
2. 生前一括贈与または死亡による名義変更
3. 農業者年金受給および老齢等による経営移譲
4. 住所等、登録情報の変更
5. 賦課金振替口座の変更

農地の賃貸借をした場合…

■農地を賃貸借した場合、賃借人が賦課対象者となります。

※「水利費は賃借人へ、事業賦課金(償還費等)は賃貸人へ」賦課したい場合は【賦課金納入取扱申請書】の届出が必要となります。

早めの届出をお願いします！

※当該年度の処理に関わる届出は、農業委員会への申請許可を経た上で、3月までに行ってください。3月までの届出をもとに賦課台帳が修正され、4月1日現在の台帳地積と組合員資格が基準となります。また、農協受委託等に関わらず、本人申請が原則ですので、受委託者が確定したときは早めに本区へ届出をしてください。

申請場所について

※必要書類は本区および各JA本支所・支店の窓口、または本区ホームページに準備しております。必要事項を記入のうえ、本区または各JAの窓口まで提出願います。

農地中間管理事業対象者の賦課金の取り扱いについて

平成26年度より農地中間管理事業が導入されました。農地の賃貸借の異動につきましては、従来同様に本区への届け出が必要です。

※農地中間管理事業に係る農地の貸付希望を申し込む際、当該農地に賦課金の滞納がある場合、内部審査により貸付希望の取下げになる場合がありますのでご注意ください。



滞納賦課金のある土地を取得した場合、取得した組合員は滞納賦課金を継承し納付しなければなりませんのでご注意ください。

事業償還金利子軽減対策について

～事業償還金地元負担分の利子が軽減されます～

平成21年度より下記地区が事業の対象となっております。事業要件として、経営安定対策加入者への農地利用集積率が一定割合以上増加することとなっておりますので、関係組合員皆様のご協力をお願いいたします。

◆経営安定対策基盤整備緊急支援事業

(H21～H32迄12年間)

【対象地区】

○鶴西県圃4-1工区(大泉西地区) ○団体営西荒屋

○かんがい排水事業(天保大川地区)

○団体営松ヶ岡土地総

会計課 お問い合わせ先 TEL 0235(22)5079

国営赤川二期農業水利事業 平成28年度工事実施予定箇所

新設

小水力発電所建設関連工事(H27年度～H28年度)

- ・小水力発電設備建設工事(発電機)
- ・小水力発電除塵設備他建設工事(機械)
- ・小水力発電施設整備(その1)工事(土木、建築)
- ・小水力発電施設整備(その2)工事(土木)

- 平成28年度は、当初予算15億円と前年度繰越分5億円を合わせて20億円を執行する予定です。約7割の進捗となります。
- 工事に関しては、引き続き赤川頭首工の改修工事、小水力発電所の建設工事を実施します。

△小水力発電所建設の様子



▽赤川頭首工改修の様子



改修

- ・赤川頭首工仮設桟橋撤去建設工事
- ・赤川頭首工ゲート設備製作据付建設工事
- ・赤川頭首工取水・制水ゲート設備建設工事

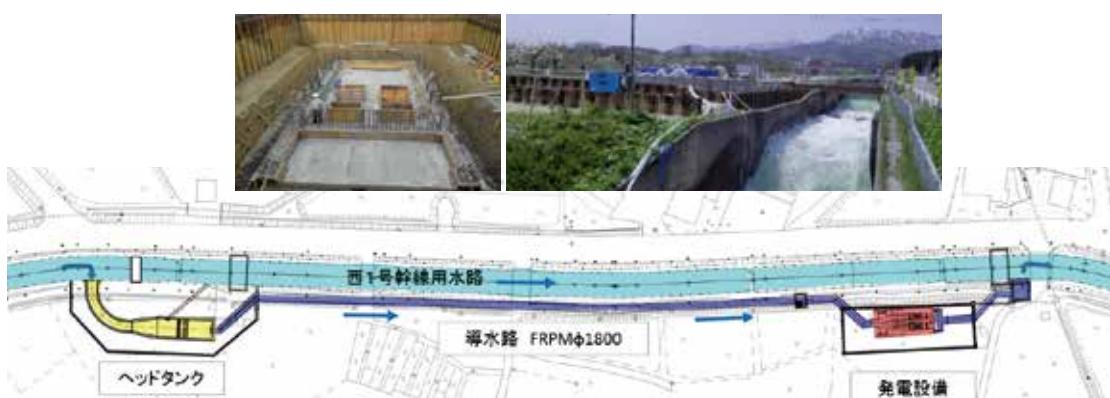
■	工事実施済
■	H28年度工事実施予定
■	H29年度以降工事実施予定

赤川地区小水力発電所の建設について

- 赤川二期地区では、土地改良区や関係機関との調整を進め小水力発電の実施について検討してきました。
- 小水力発電所は、平成27～28年度に工事を実施し、平成29年度から供用を行う予定としています。

発電施設の概要

最大使用水量 / 5.4m ³ /s	最大出力 / 280kw	有効落差 / 7.87m
○発電施設諸元		
水車形式 / 軸流プロペラ水車 2台		



4月の人事異動に伴い、新たに5名の職員が当事業所に赴任いたしました。

業務に関連して組合員の皆様とお会いする機会もあると思いますので、その際はどうぞよろしくお願ひいたします。

役職	名前	前任地
工事第一課長	田中祐輔	農村振興局整備部防災課災害班災害調整係長
工事第二課長	金内浩一	土地改良技術事務所施設・管理課長
用地課用地係長	中村浩悦	農村振興部土地改良管理課団体指導・資金係長
工事第一課 設計第1係長	菅原仁文	農村振興部農地整備課経営体育成基盤整備係長
工事第二課 工事第2係長	長根冬馬	北上土地改良調査管理事務所計画課

▼工事に関するお問い合わせなどは
下記までお願いいたします。

農林水産省 東北農政局 赤川農業水利事業所
〒997-0035 山形県鶴岡市馬場町5番29号

TEL.0235-29-1655

◆赤川頭首工に係る水路維持用水 実証調査計画(試験通水)について

1. 実施期間

4月1日～4月25日まで

2. 水路維持用水の必要性について

本地区の用水路底盤部や側壁部には、冷たくきれいな水を好む赤川地区特有の藻類が繁茂し、通水障害の要因となっています。またこれらがスクリーン地点に堆積すると、土砂やゴミ等も絡まり、通水障害が生じ、溢水の被害も懸念されるほか、ほ場に流入した場合は代掻き等の営農作業に支障を来すおそれがあります。

このため、毎年、かんがい用水の取水前に藻類等の通水障害物を排除の上、水路機能を維持する作業が必要となっています。

これらの作業は、代掻き用水の供給に支障を与えることのないよう、本格的に通水を開始する前の4月中に行っておく必要がありますが、対象となる用水路の断面が大きく、延長も幹線約50km、支線約140kmと長大であることから、人力等による除去は困難であり、通水障害物除去のための水路維持用水が必要な状況です。

実証調査では、水路底盤から側壁上部まで繁茂している藻類を安全かつ効果的に除去するため、取水量を3段階に分けて水位を増加させ、藻類の除去状況を確認し、適正な取水量を調査しております。

最大取水量

区分	期間	4/1～4/15	4/16～4/20	4/21～4/25
赤川頭首工		15.000 t/秒	20.000 t/秒	32.492 t/秒

※4/26～5/10の代掻き期間についても、現行の水利権内で実証調査を実施します。

◆水利権と取水量について

○水利権

河川などから取水して使用する権利で管理者の許可を要します。河川法にもとづき、河川管理者の許可により生ずる権利を「許可水利権」。河川法の施行以前の既存の農業用水などは、許可を受けたものとみなされ、「慣行水利権」と称されます。赤川頭首工の取水は許可水利権です。取水量は季節や時期によってその必要量が異なるため、代掻き期や普通期など期別の権利量が異なります。

(1)許可水利権

期別の大取水量や年間総取水量等の許可の内容及び取水の条件等は、水利使用規則で定められ、農業用水は10年毎の更新時に必要水量等の確認が行われます。

また、取水に当たっては、取水量を毎日計測し、河川管理者に定期的に報告することになっています。

(2)慣行水利権

旧河川法（明治29年公布）施行以前あるいは河川法の適用を受ける法定河川（一級、二級、準用河川）として指定される以前から、特定の者による排他継続的な事実上の水の支配をもとに社会的に承認された権利を慣行水利権といい、これについては、改めて河川法に基づく取水の許可申請行為を要することなく、許可を受けたものとみなされます。

◆庄内赤川管内の主な許可水利権施設

1. 国土交通省からの許可水利権施設

- ・赤川 赤川頭首工（当施設の水利使用者は農林水産大臣）、道形揚水機、成田揚水機
- ・青龍寺川 内川分水工、関口堰、青龍寺分水工、沢田堰、稻生分水工、新斎部分水工、本田分水工、湯野沢分水工
- ・内川 内川第1分水工、内川第2分水工、内川第3分水工、内川第4分水工、内川第5分水工、内川第6分水工、内川第7分水工、道形下揚水機場
- ・苗津川 苗津川取水口（苗津川揚水機場）

2. 山形県からの許可水利権施設

- ・赤川 熊出堰頭首工
- ・藤島川 落合揚水機
- ・大山川 米出揚水機、柄屋揚水機、下興屋揚水機、湯尻川揚水機、下小中揚水機、柄屋堰、四分堰、大明神堰、蓮花寺東堰、下小中堰、友江揚水機、門前揚水機
- ・大戸川 大谷揚水機、火打崎揚水機、川内揚水機、新興揚水機、大戸揚水機、大木堰、町川堰、京田前揚水機、山口揚水機、竹の浦揚水機
- ・矢引川 中沢揚水機、

3. 酒田市からの許可水利権施設

- ・袖浦川 十二の木揚水機

◆赤川頭首工の許可水量について

赤川頭首工からの水利権許可取水量は以下のとおりです。

区分	最大取水量		年間総取水量
	代掻き期 4/26~5/10	普通期 5/11~9/15	
赤川頭首工	41.446 t/秒	30.856 t/秒	286,760 千t

この水利使用の許可期限は、平成26年4月1日～平成36年3月31日までです。



国営赤川二期事業で改修中の赤川頭首工

information

今年度の事務局体制

総務課		会計課		工務第一課		国営施設管理室 (赤川頭首工管理業務)		工務第二課	
課長	三浦 克之	課長	菅原 健	課長	菅原 卓	室長	五十嵐吉巳	課長	佐々木正秀
主任	伊田 真澄	主査	吉村 真枝	主査	伊藤 慶紀	木村 敦	主査	石井恵美子	
主事	塙 壮太	主事	高橋 和之	主任	丸山 幸寿	石塚 剛	主任	渡部 奈々	
	高橋久美子	原田 浩也	技師	土田 豊	嘱託職員	武田 勇一		富樫 司	
佐藤 真実	五十嵐しん	乙坂 晴哉	嘱託職員	佐藤 仁志	臨時職員	成澤 拓磨	技師	成澤 拓磨	
臨時職員	板垣 里美	八鍬 祐香	嘱託職員	八鍬 祐香	佐藤 桂	佐藤 善之	佐藤 成未		
		進藤 真弥	臨時職員	進藤 真弥	佐藤 吉雄	佐藤 成未			
		渡部真奈美	臨時職員	渡部真奈美					

新人職員紹介



八鍬 佑香 (やくわゆうこ)

工務第一課 所属

4月より工務第一課に配属になりました。
1日でも早く皆様のお力になれるよう頑張りますので、よろしくお願いします。

表彰関係

☆永年勤続表彰 長い間大変ご苦労様でした☆

◎職員 高橋 武郎 氏 (前事務局長・勤続35年)

阿部 俊 氏 (前工務部長・勤続42年)

五十嵐しん 氏 (前会計係長・勤続42年)

工藤 悅夫 氏 (大鳥ダム・勤続23年)

佐藤 八郎 氏 (道形下揚水機場・勤続20年)

丸山 幸男 氏 (苗津川揚水機場・勤続14年)

佐藤 吉雄 氏 (尾花排水樋門・勤続13年)

業務内容

総務課 ☎0235-22-2135	・総代会、理事会等に関すること ・事務所管理に関すること ・人事に関すること	・選挙に関すること ・定款、規約等の改廃に関すること ・農地維持受託業務に関すること ほか
会計課 ☎0235-22-5079	・支払業務に関すること ・出資金及び有価証券の保管 ・賦課金徴収及び調定 ・農地の異動に関すること	・決算及び財務状況に関すること ・会計監査に関すること ・未収金の督促に関すること ・農地転用に関すること ほか
FAX.0235-22-2185 E-mail : info@shonaiakagawa.jp		

工務第一課 ☎0235-22-2477	青龍寺川地区・八沢川地区 大鳥ダム	・かんがい用水取水及び調整 ・国営事業関連の調整に関すること ・各種土地改良事業に関すること ・土地改良財産の他目的使用に 関すること	・洪水被害対策及び復旧対策 ・小水力発電事業に関すること ・水利運営協議会に関すること ほか
国営施設管理室 ☎0235-53-2414	赤川地区共同管理		
工務第二課 ☎0235-22-2488	中川地区・天保大川地区 赤川用水機場		
FAX.0235-22-2434 E-mail : koumu@shonaiakagawa.jp			



ホームページとE-mailを ご利用下さい

ホームページには各種お知らせや申請様式等を公開しております。どうぞご利用下さい。



URL : <http://www.shonaiakagawa.jp>
E-mail : info@shonaiakagawa.jp